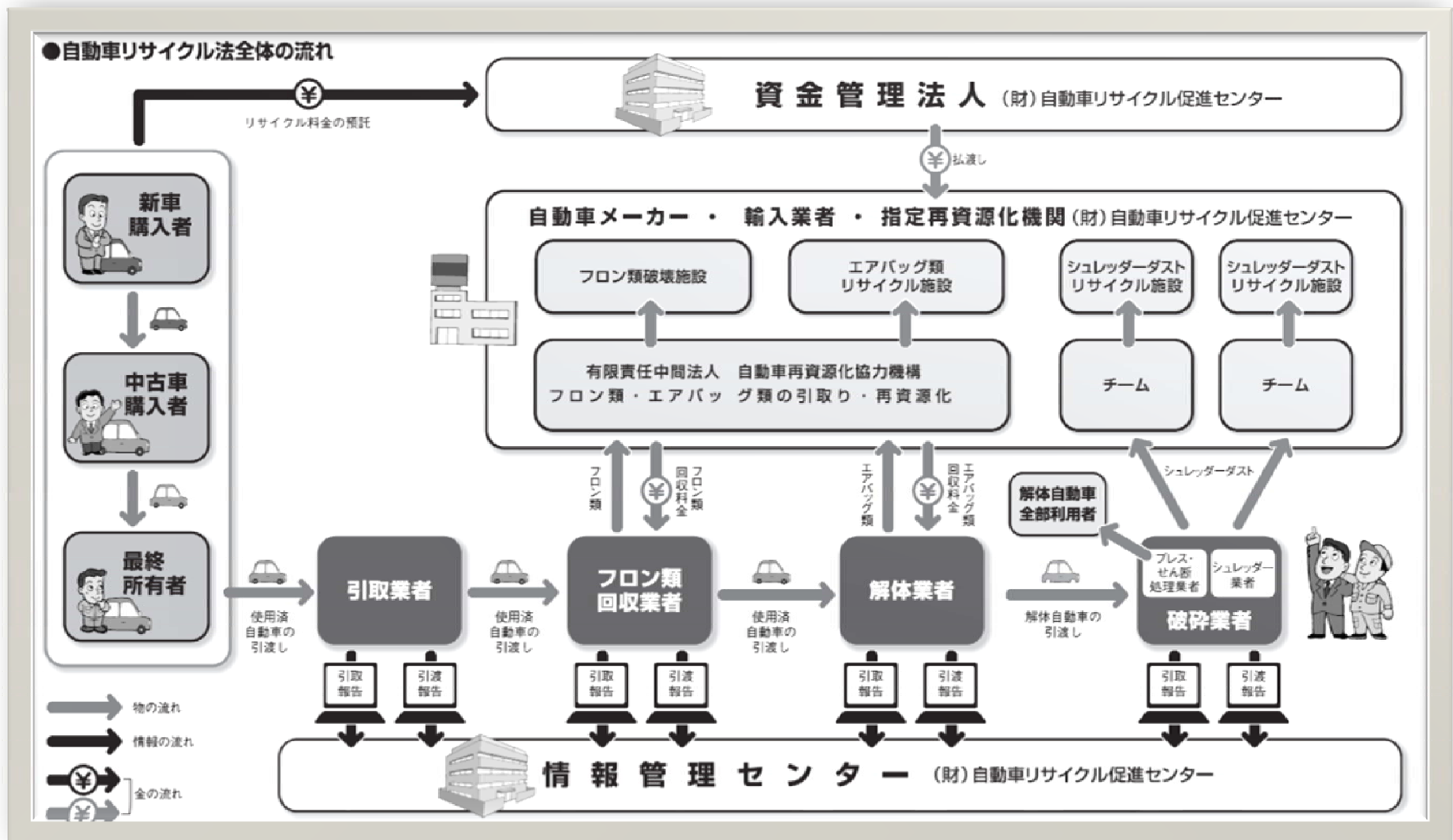


-2-(5) 自動車リサイクル法の流れ



-3. 「フロン類の回収・破壊」に関して講ずることが望ましい対策・施策

2-(3)-1 「フロン類の回収・破壊」に関する対策・施策に関する事項について、新マニュアルの内容の基本的考え方

新マニュアルの内容の基本的な方向は以下のことが考えられるのではないか。

	新実行計画に盛り込むことを推奨するもの	策定のための参考情報として示すもの
地域の全体像	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期の温室効果ガス削減目標等を踏まえ、将来の地域の全体像を想定する。その際、京都議定書目標達成計画に基づくフロン対策との連携を図る。 ●その際、中長期の温室効果ガスの削減目標の達成に向けたロードマップを作成する。作成にあたっては、定量的な対策目標を設定する。特に、フロン回収・破壊については、京都議定書目標達成計画での目標設定を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の地域の全体像を想定するに当たっての視点 ●地域のまちづくりのビジョンとの連携についての視点、連携の例示 ●ロードマップの作成に当たっての視点 ●策定時点における進捗状況を確認
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期の温室効果ガスの削減目標達成のための対策をしっかりと記述する。その対策は、より具体的な対策細目を併せて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策細目を定めるに当たっての視点（地域特性など） ●対策細目の例示 ●対策効果の検証方法
対策指標	<ul style="list-style-type: none"> ●対策細目の進捗を管理するため、適切な指標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指標を定めるに当たっての視点 ●指標の例示
施策	<ul style="list-style-type: none"> ●対策細目を実施するための施策については、予算措置や条例による担保、国の支援策の活用など、具体的に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施策を定めるに当たっての視点（地域特性など） ●施策の例示

-4 . 対策・施策事例

ここでは、地方公共団体の取組、及び地方公共団体との係りが強い国の施策を紹介する。

-4-(1) 対策・施策事例-1

フロン回収促進に向けたフロン回収協議会における取組

市民向けの普及啓発の実施

協議会は、都道府県や協議会等のホームページ、会報の発行、講演会及び県内でのイベント等の開催を通じ、一般市民に対してオゾン層保護・地球温暖化に関する情報の提供やフロン類回収処理システムのPRを実施。

フロン類取扱い事業者向けの普及啓発の実施

協議会は、パンフレットの発行、講習会の開催、ステッカーの配布等を通じ、フロン類取扱い事業者等に対して、オゾン層保護・地球温暖化に関する情報の提供やフロン類回収処理システムのPRを実施。

フロン類回収済みステッカーの配布

協議会は、フロン類回収業者に対して「フロン類回収済みステッカー」を配布し、フロン類が適正に回収された第一種特定製品でなければ、産廃業者に引き渡すことができない仕組みを構築。

フロン類回収事業者並びにフロン類回収協力事業者(取次者)ステッカーの配布

協議会は、フロン類回収業者に対して、フロン類回収事業者認定ステッカーを配布し、適正な回収を促進。

フロン類回収実施の支援

協議会は、フロン類回収業者に対して、フロン回収破壊処理依頼書(破壊用マニフェスト票)の記入方法について分かりやすく説明した資料を配布し、より実効性の高い取り組みを促進。

災害時のフロン類回収システムの構築

協議会は、災害時のフロン類回収システムの構築を行っている。兵庫県では、阪神淡路大震災(1995年)発生後に「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」が中心となり、倒壊した建物からフロン類回収を実施。延べ1,000人近いボランティアが参加し、放置された冷蔵庫等から、約25トンのフロン類を回収したという実績がある。その後、愛知県や岐阜県、香川県などにおいても、災害時のフロン類回収システムが構築。

-4-(2) 対策・施策事例-2

ノンフロン化の推進 ~ グリーン購入

国、地方公共団体では、これらの製品の普及を促進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、原則としてノンフロン製品の使用を義務づけており、また、民間企業でもノンフロン製品が使用されるよう補助事業を行っている。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)

グリーン購入法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指して、平成12年5月に制定された。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針(フロン関係抜粋) 平成20年2月5日時点

ダストブロー	【判断の基準】 ただし、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする場合は、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあつては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条に定められた係数)150以上の物質が含まれていないものを使用すること。(略)	マットレス	【判断の基準】	ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	【判断の基準】 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。	断熱材	【判断の基準】	○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ・オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。
エアコンディショナー	【判断の基準】 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】	発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
ヒートポンプ式電気給湯器	【判断の基準】 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。	庁舎管理	【配慮事項】	庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあつては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。

-4-(3) 対策・施策事例-3

公益信託地球環境保全フロン対策基金

公益信託地球環境保全フロン対策基金とは、オゾン層保護、地球温暖化防止等を目的とするフロン類の大気排出抑制等に関する各種活動に対して助成を行うことにより、人類が健康で豊かな生活を継続できる地球環境の保全に寄与することを目的とした基金。

助成の対象となる団体は、オゾン層保護、地球温暖化防止に関する情報・知識の普及・啓発活動等を行う国内の民間の団体。

なお、助成の対象となる活動は、オゾン層保護、地球温暖化防止等を目的とするフロン類の大気排出抑制等に関する一般市民への情報・知識の普及・啓発活動等。平成20年度の助成決定事業は下表。

団体名	事業名
有限責任中間法人 福島県フロン回収事業協会	シンポジウム「福島県の新たなフロン対策「改正フロン回収・破壊法に伴う地球環境保護」
社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会	安全で高効率な冷媒回収処理技術及び改正フロン回収破壊法の啓発セミナー
社団法人 産業と環境の会	フロン対策による地球温暖化防止対策に関するシンポジウム
社団法人 東京都冷凍空調設備協会	フロン回収率向上のための回収促進を啓蒙させる為の講習会の開催
財団法人 鹿児島県環境技術協会	地球温暖化防止活動県民普及拡大キャンペーン
NPO法人 環境会議所東北	エコプロダクツ東北2008会場におけるフロン対策展示会の開催

-4-(4) 対策・施策事例-4

<参考> 国の対策

省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(二酸化炭素排出抑制対策事業 費補助金(民間団体向け))

【目的】

自然冷媒(アンモニア等元来自然界に存在する物質)を新たに利用した冷凍・冷蔵・空調装置は、使用時の電力節減・経費・節減が図れるというメリットがあり、エネルギー起源CO₂の削減のみならず、高い温室効果を有するフロン類の排出防止による温室効果ガスの排出削減にもつながるため、本事業の実施により普及を図る。

【対象事業】

冷媒としてフロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用せず、アンモニア、二酸化炭素又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた低温用の冷凍・冷蔵・空調装置。

【対象装置の例】

- (1) 冷凍工場、食品・農水産物加工場等の冷凍機、冷蔵庫、冷温熱給水器、空調機器
- (2) 市場、物流倉庫等の冷凍機、冷蔵庫、空調機器
- (3) スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の冷凍機、冷凍庫、ショーケース、空調機器